

## 山梨県H I V感染予防薬整備要領

### 1 目的

この要領は、「針刺し後のH I V感染防止体制の整備について（平成11年8月30日厚生労働省通知）」に基づき、エイズ治療拠点病院等にH I V感染予防薬（以下「予防薬」という。）を配置するとともに、曝露を受けた医療従事者等（以下「被曝露者」という。）への予防薬の提供体制を整備し、被曝露者へのH I V感染防止を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

山梨県

### 3 対象者

山梨県内医療機関の医療従事者であって、H I V抗体陽性または陽性が疑われる患者に対する医療行為等によって感染性体液の曝露があったもの。

### 4 配置医療機関

予防薬を配置する医療機関（以下「エイズ治療中核拠点病院等」という。）は、次の医療機関とする。

#### （1）エイズ治療中核拠点病院

地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院

#### （2）エイズ治療拠点病院

独立行政法人国立病院機構 甲府病院

国立大学法人 山梨大学医学部附属病院

市立甲府病院

韮崎市国民健康保険 韮崎市立病院

国民健康保険 富士吉田市立病院

日本赤十字社 山梨赤十字病院

大月市立中央病院

都留市立病院

### 5 配置する予防薬

予防薬の配置は、緊急対応分とし、別表1のとおりエイズ治療中核拠点病院は3日分×4人分、エイズ治療拠点病院は3日分×2人分の配置とする。

また、服用にあたり妊娠の有無についての考慮が必要なため、別表2のとおり妊娠診断薬を配置する。

なお、予防薬の配置及び有効期限切れに伴う補充は、山梨県が行う。

## 6 配置医療機関の役割

予防薬の提供の要請を受けたエイズ治療中核拠点病院等は、速やかに予防薬を提供する。

また、エイズ治療中核拠点病院等の立場から、必要に応じて医療機関等へ感染予防のための指導、助言等の支援を行う。

## 7 エイズ治療中核拠点病院等の窓口等の整備と公開

エイズ治療中核拠点病院等は、予防薬の提供の要請に迅速に対応できるよう責任者及び窓口を定め、院内の体制を整備する。様式1「H I V曝露事故後の感染予防薬配置医療機関窓口等報告書」により県感染症対策グループまで報告する。

また、当該責任者及び緊急連絡先等を変更したときは、様式2「H I V曝露事故後の感染予防薬配置医療機関窓口等変更報告書」により県感染症対策グループまで報告する。

県感染症対策グループは、様式3「H I V曝露事故後の感染予防薬配置医療機関窓口等一覧」を作成し、県内関係機関に通知するとともに、県ホームページ上に公開する。

## 8 予防薬の提供（使用）

- (1) 事故の発生した医療機関（以下「事故発生医療機関」という。）は、最寄りのエイズ治療中核拠点病院等に電話にて事故の状況等を説明し、あらかじめ予防薬の提供について了解を得る。
- (2) 医師は、被曝露者に予防服用の効果と副作用について説明し、被曝露者の内服の意向を確認する。この場合の医師は、原則、事故発生医療機関の医師とする。
- (3) 事故発生医療機関及びは、様式4「H I V曝露事故後の感染予防薬提供依頼書」を記載する。被曝露者は、エイズ治療中核拠点病院等を受診する。
- (4) エイズ治療中核拠点病院等の医師は、予防服用の効果及び副作用について説明し、被曝露者の同意を得る。
- (5) 被曝露者は、様式5「H I V感染予防薬内服同意書」及び様式6「H I V感染予防薬受領書」を記載し、予防薬及び様式6「H I V感染予防薬受領書」の写しの提供を受ける。
- (6) 予防薬は、原因となった患者のH I V抗体検査の結果が判明するまで、又は被曝露者が専門医を受診できるまでの間の必要最小限（原則平日は1日分、土日祝日及びその前日は、平日受診ができるまでの日数分とする。）の提供とする。
- (7) 予防薬の提供を受け内服した者で、原因となった患者のH I V抗体検査の結果が陰性となったもの以外は、曝露後速やかにエイズ治療中核拠点病院等の専門医を受診し、服薬継続の要否について相談する。なお、受診する際は、様式6「H I V感染予防薬受領書」の写しを提示する。

## 9 予防薬の管理

- (1) エイズ治療中核拠点病院等は、様式7「HIV感染予防薬使用管理簿」を作成し、予防薬を適切に管理する。使用期限の切れた場合は適切に処理する。
- (2) エイズ治療中核拠点病院等は、予防薬を提供又は使用した際には速やかに様式8「HIV曝露事故後の予防薬提供（使用）報告書」を記入し、県感染症対策グループに提出する。
- (3) エイズ治療中核拠点病院等は、予防薬の不足が予測される場合は、県感染症対策グループへ連絡し、指示を受ける。

#### 10 事故発生医療機関等における予防薬等の費用負担

事故発生医療機関は、予防薬の返納及び費用の負担をする必要がないものとする。

ただし、エイズ治療中核拠点病院等を緊急受診し、血液検査等を実施した場合の費用等については自費扱いとし、エイズ治療中核拠点病院等の請求に基づき、事故発生医療機関が支払うものとする。

なお、8(7)の規定により、エイズ治療中核拠点病院等の専門医が処方した予防薬の予防服用については、健康保険の給付対象ではないが、感染の危険に対して有効であると認められる場合には、労災保険の給付対象となる。

#### 11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県、エイズ治療中核拠点病院等において、その都度協議し、県が決定する。

##### 附 則

この要領は、平成29年4月14日から施行する。

平成30年 5月28日 一部改正

##### 附 則

この要領は、令和4年12月15日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

令和5年 3月31日 一部改正

1 予防薬の種類及び1配置病院あたりの配置量(【】はエイズ治療中核拠点病院の配置量)

商品名 (略名)	配置量	備考
デシコビ配合錠 HT	6錠 (2人分)	1回1錠×1日1回×3日分×2人分
	【12錠】 (4人分)	【1回1錠×1日1回×3日分×4人分】
アイセントレス錠 (RAL)	12錠 (2人分)	1回1錠×1日2回×3日分×2人分
	【24錠】 (4人分)	【1回1錠×1日2回×3日分×4人分】

2 妊娠診断薬の種類及び1配置病院あたりの配置量

商品名	配置量	備考
クリアビュー EASY HCG	4回分	2回×2人分
	【8回分】	【2回×4人分】